

第9回総合計画審議会 (10月22日) 基本計画(素案)

11. 防災・減災

12. 消防

13. 市民活動

14. 多文化共生・男女共同参画・平和

16. 生活安全・生活衛生

24. 広報広聴・魅力発信

《1. 現状と課題》

- 平成23(2011)年の東日本大震災や令和元(2019)年の台風第15号及び第19号をはじめとした度重なる自然災害により、本市においても大きな被害が発生しました。大規模な地震や風水害など様々な自然災害の被害を軽減するため、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

【地域防災力の向上】

- 防災対策の基本である自助・共助といった地域防災力を向上させるため、町会・自治会を中心に自主防災組織を結成しています。結成率は世帯数の増加に伴い、令和3(2021)年4月時点で59.6%と伸び悩んでいます。
- 市では、市及び関係機関が市民と一体となり、市内の全小中学校等を会場として実施している総合防災訓練のほか、災害に関する講習等を実施しています。
- 避難行動要支援者^(注1)名簿の登載者のうち、地域への情報提供に同意いただいた方の情報は、市社会福祉協議会が実施する安心登録カード^(注2)を通じて地域へ情報提供をすることとしています。しかしながら、名簿登載者のうち、同意者の割合が7割程度となっており、災害時に地域で迅速な安否確認を行うためには、同意者の割合を増やす必要があります。

【防災体制の充実】

- 災害時の非常通信手段のひとつである防災行政無線については、近年、機能の向上を図るためデジタル化を進めてきましたが、気密性や防音性の高い住宅等の増加などによる聞こえにくい状況の解消や、土砂災害警戒区域等への速やかな災害情報の提供が求められています。
- 平成29・30(2017・2018)年度に実施したアセスメント調査の結果に基づき、避難所の備蓄や環境の整備を進める必要があります。令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症対策のため、災害時に避難所を区切るための間仕切り等を配備しました。
- 大きな災害が発生した際には、多くの負傷者が発生する可能性があります。災害による負傷者は病院へと運ばれますが、病院も被災しており平常時と比べると限られた人員や設備・備品で医療行為を行う必要があります。そのため、令和2年4月から市内9ヶ所の病院前に病院前救護所^(注3)を設置し、トリアージ^(注4)及び軽症者の応急処置を行う体制に変更しました。

【都市防災機能の向上】

- 地震による倒壊または崩壊の被害を軽減するため、下水道、橋りょう及び建築物等の耐震化を図る必要があります。
- 近年、台風や集中豪雨等による浸水被害が発生していることから、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設^(注5)の整備等の浸水対策が求められています。また、河川、排水路及び排水機場では、老朽化の進行を起因とした事故や排水機能の低下による浸水被害のリスクが増大しています。
- 津波・高潮による浸水被害を防ぐための海岸保全施設^(注6)は、老朽化等が進行しているうえ、耐震性が確保されていない状況であることから、国及び県に対し、早期整備を要望しています。

《2. 施策の方向》

施策1 地域防災力の向上

行政、市民及び関係機関が一体となった防災対策が講じられるよう、自主防災組織の充実や市民の防災意識の向上、災害発生時における避難体制の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 自主防災組織への支援
- ◆ 総合防災訓練及び各種講習の実施
- ◆ 在宅避難を含めた多様な避難方法の周知
- ◆ 要配慮者^(注7)に対する避難支援等の推進

施策2 防災体制の充実

災害時に迅速に応急活動を実施するため、災害時における非常通信手段の充実、避難所機能の強化及び医療体制の整備等を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 防災行政無線やメール、SNS、FAX、電話を活用した災害情報の提供
- ◆ 避難所の備蓄品及び設備の充実
- ◆ 避難所等における感染症対策の推進
- ◆ 病院前救護所訓練の実施

施策3 都市防災機能の向上

地震による被害を最小限にするとともに、災害時の支援・復旧活動を円滑に推進するため、橋りょうや下水道の耐震化を推進するほか、民間の住宅や建築物の耐震化を促進します。

台風や集中豪雨等に伴う洪水や内水氾濫による浸水被害を軽減するため、河川改修、下水道整備及び雨水貯留浸透施設等の整備を進めるとともに、河川、排水路及び排水機場の老朽化対策を推進します。

津波・高潮による浸水被害を防ぐため、国や県による海岸保全施設の早期整備を促進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 橋りょうの耐震化
- ◆ 下水道施設の耐震化
- ◆ 民間の住宅や緊急輸送道路^(注8)沿道建築物の耐震化促進
- ◆ 河川の改修
- ◆ 雨水貯留浸透施設の整備
- ◆ 海岸保全施設の早期整備の促進

《1. 現状と課題》

- 火災や大規模な災害等から市民を守るため、火災予防の推進や消防力の充実・強化、消防団の活性化等を図るとともに消防と医療機関との連携を強化し、円滑な救急体制を構築する必要があります。

【火災予防の推進】

- 火災の発生件数は減少傾向にあります。全国的にみると火災による死者数の約7割が65歳以上の高齢者となっています。今後、高齢化が進むことが見込まれることから、火災による死傷者や建物等の損害を低減するには、住宅防火に関する啓発を行うことがますます重要となります。
- 市内にある不特定多数の人が出入りする事業所等の中には、消防用設備等の未設置や防火管理体制について違反となる建物が存在しているため、引き続きの違反是正に向けた計画的な立入検査及び適切な指導を行う必要があります。
- 火災の発生防止及び被害の軽減のため、市民や事業所等に向けた防火広報等により防火意識の高揚を図る必要があります。

【消防体制の充実】

- 大規模災害等の発生に備えて、災害応急対策の拠点となる消防庁舎等の整備を推進する必要があります。
- 消火活動に必要不可欠な消防水利については、整備基準と照らし、効果的な水利の配置及び既存設備の維持管理を行う必要があります。また、震災時には消火栓が使用できなくなることを考慮した消火活動の対応が求められます。
- 消防団は地域に密着した、要員動員力と即時対応力という特性を活かした地域防災力の要として重要な役割を果たしています。しかしながら、消防団の入団希望者の減少や、団員の高齢化等によって消防団組織の維持、継続が困難となることから、消防団組織の活性化を図る必要があります。
- 経験豊富な指導的立場の消防職員が定年等により大量に退職していることから、若手職員をはじめ組織の柱となる人材を計画的に育成する必要があります。

【救急体制の充実】

- 今後も、人口増加及び高齢化率の上昇が見込まれており、救急需要の増大が予想されるため、適切な救急隊の整備等を行う必要があります。
- 救命効果の向上を図るため、24時間体制で医師が同乗し出動する特別救急隊(ドクターカー)を運用するとともに、救急隊員・救急救命士の育成強化に取り組んでいます。
- 救急出動により搬送した傷病者のうち約半数が軽症であることから、救急車の適正利用に向けた普及啓発を進め、利用者の理解を求めることが必要となります。また、救命のためには、バイスタンダー(救急現場に居合わせた人)が適切な応急手当をすることが重要であることから、多くの市民に応急手当の知識及び技術の普及を図る必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1 火災予防の推進

火災の発生を未然に防ぐとともに、火災が発生した際の被害を最小限に抑えるため、建物の立入検査や消防用設備等の不備について是正及び指導を図ります。また、市民や事業所等への防火意識の高揚を図るため、各種広報媒体を活用した火災予防広報活動を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 予防査察(立入検査)の推進
- ◆ 防火意識の高揚、啓発

施策2 消防体制の充実

複雑多様化する災害や大規模災害の発生に対応するため、消防庁舎や消防車両などの整備、消火活動に必要な水利の確保及び消防団組織の活性化のほか、消防職員の能力開発・育成を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 消防本庁舎等の建替え
- ◆ 消防車両、水利の整備
- ◆ 消防団の活性化
- ◆ 消防職員の育成強化

施策3 救急体制の充実

増加する救急需要に対応するため、救急隊の充実、救急車の適正利用及び応急手当の普及啓発を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 救急隊員・救急救命士の育成強化
- ◆ 救急隊及び救急資器材の整備
- ◆ 救急車の適正利用推進
- ◆ 市民に対する応急手当の普及啓発推進

《1. 現状と課題》

- 本市では、町会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、学校 PTA 等の地域団体や、NPO 法人等の市民団体などが、主体的で活発な活動を行っています。こうした市民の力を最大限に活かすことができるよう、市民同士の主体的な活動を促進するとともに、まちづくりへの参加の機会を支援する必要があります。

【市民活動への支援と協働の推進】

- 本市では、環境問題や高齢者への支援、子供の安全など社会的課題に取り組む団体の活動を支援するため、市民活動サポートセンターの開設や市民活動団体の公益的な活動への支援を行っています。
- ふなばし市民力発見サイトの登録団体数は、平成 27(2015)年度の 587 団体から令和2(2020)年度の 565 団体とやや減少傾向にあるものの、市と市民活動団体との協働事業数は、平成 27(2015)年度の 254 事業から令和元(2019)年度の 319 事業と増加傾向にあります。
- 平成 27(2015)年度から開始した中学生、高校生、大学生、専門学校生に市民活動やボランティア活動を体験する機会を提供するふなばし夏のボランティア体験の参加者数は、平成 27(2015)年度の 202 人から令和元(2019)年度の 382 人と増加しています。

【地域活動の促進】

- これまで市内の各地域では、住民主体の活動が行われ、まちづくりが支えられてきましたが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化等により地域でのつながりが希薄化しています。また、地域活動の中心である町会・自治会の加入率は低下傾向にあり、町会・自治会活動を担う役員等の年齢層が高くなるなど、今後の町会・自治会活動の担い手不足が懸念されます。
- 平成 29(2017)年度の団体に関する基礎調査によると、町会・自治会へ加入しない理由は「町会・自治会のことをよく知らない」が 40.6%と高くなっていることから、非加入世帯に対しては、加入を促進するための情報提供が必要となっています。
- 各地域にはそれぞれの歴史や特色があることから、それぞれの特性に応じて、地域で活動する団体が主体的に課題を解決していくことが必要となっています。

《2. 施策の方向》

施策1 市民活動への支援と協働の推進

市民が環境問題や高齢者への支援、子供の安全など共通の目的に向かって取り組む活動に参加できるよう、多様な主体が活動しやすい機会の拡大や意識の啓発などを行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市民活動の活性化
- ◆ 多様な主体による協働の推進

施策2 地域活動の促進

各地区コミュニティにおいて、町会・自治会を中心とする地域で活動する団体が、良好な近隣関係を形成するとともに、地域で発生する課題を自ら解決できるよう、それぞれの地域の特色・特性に合わせた活動への支援や市民の地域活動への参画機会の拡大を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 町会・自治会への加入促進策の推進
- ◆ 町会・自治会活動への支援

《1. 現状と課題》

【国際交流・多文化共生の推進】

- 本市では、アメリカ・ハイワード市及びデンマーク・オーデンセ市と姉妹都市を、また中国・西安市と友好都市を提携し、これまで周年事業や市民主体の草の根の交流を推進してきました。
- 近年、外国人住民が平成 27(2015)年度の 12,726 人から令和3(2021)年度の 18,961 人と急速に増加し、国籍や言語、文化などが多様化しています。地域に暮らす全ての人々が、それぞれの違いを互いに尊重しながら理解し合い、地域社会の担い手として、共に助け合って活躍していくという視点がますます重要となっています。

【男女共同参画の推進】

- 男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指すため、船橋市男女共同参画計画を策定し、啓発や相談業務を推進してきました。
- 船橋市男女共同参画市民アンケートでは、社会全体における男女の地位の平等感について、平等と答えた者の割合が、平成 28(2016)年度の 17.5%から令和2(2020)年度の 18.7%と微増しているものの、固定的性別役割分担意識の解消や仕事と生活の調和など男女が家庭・地域・職場等のあらゆる場面において平等な立場で参画できる環境づくりが課題となっています。
- 令和3年度版男女共同参画白書(内閣府)によると、警察が把握する配偶者間の暴力の被害者は 88.9%が女性となっており、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。
- 性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくすことが求められています。本市では、性の多様性に関する理解の促進をすすめており、令和3(2021)年には「ふなばしパートナーシップ宣誓制度」の導入を検討しています。

【平和施策の推進】

- 本市では、昭和 61(1986)年に、世界の恒久平和、国是である非核三原則の遵守、平和を脅かす核兵器の廃絶を目指して最大の努力を払うことを決意し、平和都市宣言をしています。
- 戦後 70 年以上が経過し、戦争・被爆体験者が年々減少しており、平和の尊さ、戦争の悲惨さへの意識が薄れつつあることから、これらを次世代に継承することが課題となっています。
- 本市では、平和都市宣言以来、平和施策を実施していますが、市民の平和都市宣言の認知度は約 50%となっています。

《2. 施策の方向》

施策1	国際交流・多文化共生の推進
-----	---------------

国際感覚を養うとともに、国際理解の促進を図るため、姉妹・友好都市との交流をはじめとした市民主体の国際交流活動を促進します。

外国人住民が安心して生活できるよう、やさしい日本語や多言語での情報提供と外国人住民が相談できる環境の整備を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 姉妹・友好都市交流をはじめとした市民主体の国際交流の活性化
- ◆ 外国人住民に対する情報提供や相談体制の充実

施策2	男女共同参画の推進
-----	-----------

性別に関わらず誰もがさまざまな活動に均等に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画の意識の醸成や性の多様性への理解を進めます。

配偶者等からの暴力の根絶のため、予防啓発を行うとともに、被害者の安全確保や自立支援を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進
- ◆ 暴力根絶のための予防啓発や被害者の安全確保、自立支援の推進
- ◆ 性の多様性への理解の促進

施策3	平和施策の推進
-----	---------

市民一人一人が平和都市宣言の趣旨を理解し、恒久平和の達成に向け次世代に平和の大切さを継承していくため、市民意識の啓発を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 平和式典派遣の推進
- ◆ 平和の集いの実施内容の充実

《1. 現状と課題》

- 安全で安心して生活できる地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止や衛生環境の向上に取り組む必要があることから、本市では、市民や事業者と一体となった取り組みや意識啓発を行っています。

【交通安全意識の啓発】

- 本市では、交通安全計画に基づく交通安全対策を実施しており、本市の交通事故発生件数は、平成 27 (2015)年の 1,598 件から令和2(2020)年の 1,222 件へと減少傾向にありますが、県内で2位であることから引き続き効果的な交通安全対策を進める必要があります。
- 自転車の歩道走行や、自動車の妨害運転^(注1)等、交通事故の加害者となり得る危険走行が問題となっていることから、市民自らが交通安全に関する意識を持つことが重要です。

【防犯体制の充実】

- 本市では、市内で深刻な振り込め詐欺等の被害が相次いでいることを受け、平成 30(2018)年6月に市内両警察署と連名で「電話 de 詐欺^(注2)被害非常事態宣言」を行い、周知啓発活動等の対策を行いました。平成 30(2018)年と令和2(2020)年の被害件数及び被害総額を比較すると、被害件数は 207 件から 131 件、被害総額は約3億 4,959 万円から約2億 3,050 万円へとそれぞれ減少していますが、多様化する詐欺への対策が引き続き求められています。
- 本市では、市民安全パトロールカーによる巡回のほか、町会・自治会に対し防犯カメラの設置や維持管理に係る費用の補助を行っています。市内での刑法犯認知件数は、平成 27 年(2015)年の 6,022 件から令和2(2020)年の 3,505 件へと減少していますが、未だに多くの犯罪が発生していることから、引き続き対策が必要となります。

【安心できる消費生活の確立】

- 本市では、通信販売や訪問販売などの特殊販売に関する相談が増加しており、令和2(2020)年度は、総相談件数 4,718 件のうち半数を超える 2,542 件が特殊販売に関する相談となっています。また、総相談件数のうち 1,551 件が 65 歳以上の高齢者からの相談となっているほか、SNS を通じたサイドビジネスやマルチ商法に関する消費トラブルの増加により、20 代以下の若年者からの相談が増加しています。
- 行政や警察に認知されている消費トラブルの被害者は一般的に全体の1割程度と言われており、認知されていない潜在的被害者は多いことから、本市では、被害に遭った時の相談先や相談方法の周知啓発を行っています。

【生活衛生の向上】

- 不適切な動物の飼養や飼い主のいない猫は周辺の衛生環境の悪化に繋がるため、本市では、適正飼養の啓発や飼い主のいない猫の繁殖防止に取り組んでいますが、動物に係るトラブルは増加傾向にあります。
- 老年人口の増加に伴い墓地や斎場の利用者は増加傾向にあるほか、墓地に関する意識は近年多様化し、安価な小型の墓を望む意向や、合葬墓を希望する意向が高まっています。また、墓地の跡継ぎが不在となり、無縁墓が増える問題も発生しています。

《2. 施策の方向》

施策1 交通安全意識の啓発

歩行時や自転車・自動車乗車時における交通安全に関する意識を市民自らが持ち、交通事故を回避するための行動を取れるよう、対象者の年代に合わせた交通安全教育や普及啓発活動を推進します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 交通安全教室の開催
- ◆ 自転車や自動車の安全利用に係る広報啓発活動の推進

施策2 防犯体制の充実

犯罪のないまちづくりを推進するため、多様化する詐欺に関する周知・啓発活動等を行うほか、巡回や防犯情報の配信、市民・事業者と連携した防犯活動等を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 特殊詐欺予防啓発活動の推進
- ◆ 自主防犯活動の支援

施策3 安心できる消費生活の確立

市民の消費トラブルを防止・解消するため、消費生活相談の受付のほか、被害に遭わないための知識の啓発や被害に遭った時の相談先・相談方法の情報提供を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 消費生活相談の受付
- ◆ 消費者教育・啓発の充実

施策4 生活衛生の向上

衛生的で快適な生活環境を確保し、人と動物との調和のとれた共生社会を実現するため、動物の飼い主に対する適正飼養の啓発を行います。

墓地の利用者の増加や多様なニーズに応えるため、市営霊園の整備・充実を進めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 動物の適正飼養の啓発
- ◆ 合葬墓等の整備の推進

《1. 現状と課題》

- 市民の信頼や理解を得ながら行政運営を行うためには、積極的に情報を提供するとともに、市民の声を的確に捉え、市政に活かしていく必要があります。
- 本市には、商業・観光施設や歴史的・文化的遺産、特産品など豊富な地域資源があることから、更なる地域資源の活用とともに、魅力の発信が必要です。

【広報・広聴機能の充実】

- 本市では、広報媒体の一つとして「広報ふなばし」を発行しており、新聞折り込みや個別ポスティング、公共施設や主要駅をはじめとする施設等で配布しています。個別ポスティングによる配布数は、増加しているものの、広報紙を折り込んでいる新聞購読者数は減少しているため、全体の配布数は減少しています。
- 広報紙のほかにも、市ホームページや SNS など多様な媒体を通じて情報を発信していますが、社会情勢の変化とともに登場する新たな情報発信ツールを活用する必要があります。
- 市民の声を収集する市政ポストや電子ポストは、令和2(2020)年度市政ポストに 312 件、電子ポストに 869 件のご意見があり、多くの市民が市政への意見を行う機会として利用されています。また、市民意識調査や市政モニター制度を活用し、市民ニーズの把握に努めています。

【魅力発信の充実】

- 本市では、マスメディアへのリリース配信を積極的に実施しており、令和2(2020)年度は、365 件のリリース配信を行い、1,342 件のメディアへの露出がありました。リリース配信件数に対して、メディアへの露出件数が多くなっていることから、今後も効果的なマスメディアへのリリース配信やプレスイベントの活用が求められます。
- 「船橋ロケーションガイド ふなばし撮おりゃんせ」は、船橋市内において、映画やドラマ、CM、プロモーションビデオなどの撮影制作に関わる要望に応える窓口で、市内の各ロケーション紹介をはじめ、撮影が円滑に進むようサポートを行っています。当ガイドを利用した本市への撮影問い合わせ件数は、平成 27(2015)年度の 217 件から令和2(2020)年度の 373 件へと増加傾向にあることから、本市の魅力を発信するための情報露出や PR をさらに推進していく必要があります。
- 船橋市の姉妹都市であるデンマーク王国オーデンセ市出身の童話作家、H.C.アンデルセンが名前の由来となっている「ふなばしアンデルセン公園」は、世界最大級の旅行口コミサイトが選ぶ“日本のテーマパーク部門”の上位にランクインしましたが、今後もさらにこうした本市の魅力を発信していく必要があります。

《2. 施策の方向》

施策1	広報・広聴機能の充実
-----	------------

広く多くの市民へ市政情報を届けるため、多様な媒体を活用して情報提供の充実を図ります。

複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、市民ニーズに対応した行政運営を行うため、広聴機能の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 多様な媒体を活用した市政情報の伝達
- ◆ 広聴機能のさらなる充実

施策2	魅力発信の充実
-----	---------

本市の特性が活かされ、まちの活性化と持続的な発展が実現できるよう、ふなばしアンデルセン公園やふなばし三番瀬海浜公園といった観光スポットへの誘客を図るほか、地域資源の磨き上げや新たな魅力の発掘に取り組めます。

当施策における主な取り組み

- ◆ 市の魅力に関する情報発信の強化
- ◆ 船橋製品のブランド化の推進
- ◆ インバウンド^(注1)対策の推進